

仕様書

1 件名

柏市里親養育包括支援業務委託

2 履行場所

柏市児童相談所及び柏市の指定する場所

3 履行期間

令和8年9月1日から令和11年3月31日まで

4 受託者の執務場所

下記、いずれかの場所とする。

- (1) 柏市児童相談所内（柏市十余二）
- (2) 柏市内の事務所等

なお（2）の場合は、個人情報等を適切に管理でき、柏市児童相談所との連携が可能な地区での執務場所とすること。また、業務を実施するにあたって市児童相談所との円滑な連携体制を確保するために、定期的又は必要に応じて職員が（1）に向け、市職員と協力して業務を行うこととする。

5 業務の目的

「フォースターリング機関（里親養育包括支援機関）及びその業務に関するガイドライン」（平成30年7月6日付け子発0706第2号）、「フォースターリング事業の実施について」（平成31年4月17日付け子発0417第3号）及び「里親委託ガイドラインについて（平成23年3月30日付け厚児発0330第9号）」に基づき、児童の最善の利益の追求と実現を図ることを目的とする。

6 業務の概要

平成28年の改正児童福祉法において、社会的養護が必要な児童の「家庭養育優先原則」が明記され、より家庭に近い養育環境となる里親等への委託が推進されている。特に、社会的養護の地域資源が多くはない中核市が児童相談所を設置するにあたっては、里親が重要な社会的養護の地域資源であり、児童にとって長期的に安定した養育の担い手となり得る重要な存在であることを踏まえ、パーソ

ネンシ－保障の観点から里親家庭の育成及び支援を行うものとする。

一方で、広域性に乏しい中核市の児童相談所においては、実親と異なる地域での生活が必要な児童等に対する家庭的養育の取組に課題を抱えている。

このような状況を踏まえ、柏市において児童相談所業務を円滑かつ安定的に実施し、開設準備の段階から、千葉県に登録されている柏市在住の里親（市外児童を受託中の里親含む）及びその支援等に係るから移管業務の引継ぎ支援等を含め、里親制度の普及啓発、里親への相談支援等の業務を総合的に実施するものである。

そこで、里親委託をより一層推進するため、里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び児童委託後における研修、児童と里親のマッチング支援、児童の里親委託中における里親養育への支援、里親委託解除後の支援まで一貫した里親支援を、柏市の実情に応じた実施体制を構築し、総合的に実施する。

7 想定里親数（令和8年1月時点）

里親登録家庭数 65世帯（うち、里親委託数 18世帯）

8 実施体制

本件業務を実施するにあたり、以下の職員を配置すること。なお配置にあたっては別表に示す資格要件を満たす者とする。

また、里親及び市等からの電話による問い合わせや相談等に迅速に対応できる体制とすること。

(1) 里親リクルーター：1名以上

委託業務のうち主に「9 委託業務内容 (2)里親制度等普及促進・リクルート事業及び(8)「里親のしおり」原稿の作成・印刷」を担当する。

(2) 里親トレーナー兼自立支援相談員：1名以上

委託業務のうち主に「9 委託業務内容 (3)里親研修・トレーニング等事業及び(6)里親等委託児童自立支援事業」を担当する。

(3) 里親等委託調整員：1名以上

委託業務のうち主に「9 委託業務内容 (4)里親委託推進等事業」を担当する。

(4) 里親等相談支援員：2名以上（うち1名は心理訪問員を兼ねる）

委託業務のうち主に「9 委託業務内容 (5)里親訪問等支援事業及び(6) 里親等委託児童自立支援事業」を担当する。

(5) 統括責任者：1名

本業務の責任者として、上記(1)から(4)に示す職員の統括を行うとともに、業

務全体の進行管理の業務を担当する。

※統括責任者については、9委託業務内容(1)から(8)の業務を、職員と協力して実施することができる。

【別表】

職員	資格要件
里親リクルーター	原則として、次の(1)から(3)までのすべてに該当する者であること。 (1)里親制度に理解があり、里親制度の普及啓発、里親の登録拡大等への熱意を有する者
里親トレーナー兼 自立支援相談員	(2)次のいずれかに該当する者 ア 社会福祉士 イ 精神保健福祉士
里親等委託調整員	ウ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第13条の第3項各号のいずれかに該当する者
里親等相談支援員	エ 里親として、または小規模住居型児童養育事業、児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設もしくは児童自立支援施設において児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者 オ 市長がアからエに該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者 (3)パソコン操作を含む事務処理について、一定程度の能力を有する者
心理訪問員	次のいずれかの者 (1)学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有する者 (2)市長が(1)に該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者
統括責任者	原則として、下記の要件をすべて満たす者であること。 (1)里親支援業務等の十分な経験を有する者 (2)里親リクルーター等の資格要件(2)ア～オのいずれかに該当する者

9 委託業務内容

(1) 開設準備等事業

ア 目的

柏市が里親養育包括支援業務を令和8年度中に実施するにあたり、千葉県から円滑に業務を引継ぐことを目的として準備等作業を実施する。

イ 事業内容

(ア) 統括責任者

本業務における責任者として業務全体の把握・管理するとともに、柏市職員（柏児童相談所柏末広支所派遣者含む）と協議調整の上、(2)～(8)の業務実施の方法等を検討する。

(イ) 里親リクルーター

里親制度普及啓発等の企画・準備（制度説明会・広報物の作成等準備）を行う。

(ウ) 里親トレーナー

研修等の企画調整及び資料準備、講師検討等を行う。

(エ) 里親等委託調整員

柏市職員（柏児童相談所柏末広支所派遣者含む）等とともに、市内里親の情報や個別ケースの状況等について引継ぎを受ける。なお、マッチング中のケースにあっては、可能な限り同席するなど、積極的に同席すること。

(オ) 里親等相談支援員（心理訪問員含む）

柏市職員（柏児童相談所柏末広支所派遣者含む）等とともに、市内里親の情報や個別ケースの状況等について引継ぎを受ける。

(カ) 上記のほか、準備作業の詳細については、市と協議の上決定する。

(2) 里親制度等普及啓発・リクルート事業

ア 目的

里親制度の普及及び里親委託を推進するため、社会的養育の必要性や里親制度等への市民の理解を深めて、広く一般家庭から里親を求めるとともに、様々な事情によって実親と暮らすことができない児童が、家庭と同様の養育環境の中で安心・安全に生活できるよう支援していくことを目的とする。

イ 事業内容

(ア) 普及啓発及び里親の新規開拓等に関する取組

里親制度の理解促進や里親の新規開拓に資する取組について、市と連携して計画かつ継続的に以下の実務を行うこと。また、以下に記載のないことについては、市と協議の上決定すること。開設前からの実施も妨げない。

- a 里親普及啓発・新規開拓の取組状況の把握と効果的な里親開拓の企画
- b 里親新規開拓に向けてターゲットを絞り、SNS 等のインターネットを活用した普及啓発の実施
- c 里親制度の周知、新規里親開拓を目的としたポスター・チラシ・グッ

ズの作成・配布（作成数は市と協議の上決定する）

- d 関係団体等への出張講座、里親カフェの開催、市内各種イベントでのブース設置や里親に関する講演会での講師を務めること等による普及啓発活動
- e 事業の取り組みについての効果検証
- f その他、里親認知拡大・新規開拓に必要な取組の実施

(イ) 里親希望者への説明会の実施

里親希望者への説明会を年6回以上実施すること。なお、実施地区及び実施日時（平日・休日等）については、市と協議の上決定すること。

(ウ) 里親希望者の面談等の実施

社会的養護としての里親活動の理念を理解できるように助言し、登録までの意思決定を支援すること。

(エ) フォースタッキング機関専用のホームページの管理・運営

里親制度の説明の掲載や、新規登録等の問い合わせなどができるホームページを管理・運営すること。なお、ホームページ管理・運営に際しては、わかりやすい里親制度の説明や、里親に興味を持った方が問い合わせしやすいように工夫するなど、里親制度の理解促進や里親の新規開拓に資するよう留意すること。また、ホームページ作成について、市と協議の上再委託は可とする。

(オ) 里親関連情報提供

市内の里親向けに、広報紙等を活用して、里親関係事業を広く紹介する。

(3) 里親研修・トレーニング等事業

ア 目的

里親登録及び登録の更新に必要となる法定研修、独自研修等をはじめ、児童が委託されていない里親（以下、「未委託里親」という。）を含む全ての里親に対し、児童を委託された際に直面する様々な事例に対応するトレーニング等を実施することで、養育の質を確保するとともに委託可能な里親を育成することにより、更なる里親委託の推進を図る。

イ 業務内容

(ア) 対象者

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4に定める里親を希望する者及び市長が認定した者とする。

(イ) 実施内容

本事業は、a から c に記載した研修からなり、各研修を実施する具体的な日程を市との調整により決定し、研修実施計画を作成すること。なお、一時保護委託の受け入れについても研修内容に含めること。

a 法定研修（基礎研修・登録前研修及び更新研修）

(a) 養育里親研修（年度に4回以上）

研修の対象者、実施方法等は平成21年3月31日雇児発第0331009号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「養育里親研修制度の運営について」により定められたものとすること。

(b) 専門里親研修（年度に1回以上）

研修の対象者、実施方法等は平成14年9月5日雇児発第0905003号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「専門里親研修制度の運営について」により定められたものとすること。

(c) 養子縁組里親研修（年度に4回以上）

研修の対象者、実施方法等は平成29年3月31日雇児発0331第37号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「養子縁組里親研修制度の運営について」により定められたものとすること。

b 独自研修

(a) 乳児委託研修（年度に4回程度）

乳児を養育するために必要な知識・技術を習得できるよう、乳児の事故防止と健康管理等に関する講義・保育の実践形式の研修とすること。

(b) 委託後研修（年度に1回以上）

1人目の児童を受託後1年以内の里親に対し、受託して感じる不安や疑問等についてグループワークや演習を交えた研修とすること。

c 未委託里親（それ以外の希望者含む）に関するトレーニング

トレーニングの実施にあたっては、対象者の養育経験や個別の事情を児童相談所と情報共有し、個々の家庭の状況や課題に応じた「個別プログラム」を策定し、次の事項を含めて継続かつ反復して実施すること。

また、里親の養育技術の習熟度を把握するため、トレーニングを修了した里親のリストを作成すること。

(a) ロールプレイ

(b) 外部講師等による講義

(c) 養育体験の実施（施設及び里親宅等における実習）

d その他

(a) 子育て短期支援事業との連携

養育経験やその積み重ねは、未委託里親等のスキルアップや長期間の児童の養育に対する具体的なイメージの獲得を期待でき、代替養育を必要とする児童の受け入れにつながることから、柏市が子育て短期支援事業において里親の活用を行う際には、委託先候補の情報提供や里親の養育支援（育成）について積極的に連携を図ること。

参考：「子育て短期支援事業における里親・ファミリーホーム及び児童家庭支援センター等の活用について」

（令和6年3月12日付けこ成環第75号・こ支家第108号）

(b) 研修及びトレーニング実施等に係る経費

経費は、全て本件業務の委託費に含まれる。なお、柏市児童相談所で研修・トレーニング等を開催した場合の会場使用料は不要とする。

(4) 里親委託推進等事業

ア 目的

児童を養育する里親として認定・登録するための手続きについて、里親の的確なアセスメントを行うことや、児童と里親との交流や関係調整を十分に行い、児童の育成にとって最適な養育環境となるよう里親を選定することを目的とする。また、個々の児童の状況を踏まえた自立支援計画の作成支援を行い、児童の最善の利益を図る。

イ 事業内容

(ア) 新規登録・更新登録手続き補助

里親の新規登録の手続きについて、来所相談対応、家庭訪問の同行、里親登録簿作成等の補助業務を行う。

(イ) マッチング支援

委託候補の選定にあたっては、こども家庭庁発行の「里親委託ガイドライン」の内容を踏まえ、子どもの最善の利益が確保されるよう、市と十分に情報共有を行いながら、児童と里親との交流や関係機関との調整をする。

(ウ) 自立支援計画について

市が行う自立支援計画の作成について、面接等に同席し、計画案の作成に児童相談所と連携して取り組む。また、自立支援計画の策定後は、計画が適切に実施されているか十分に把握し、関係者間での共有・検討、必要な支援を実施すること。

(イ) 一時保護委託の調整・支援

市の要請に基づく、保護が必要な児童の一時保護委託受け入れ先となる里親等の選定及び一時保護委託後に必要な支援を、児童相談所と協議の上、以下のとおり行う。平日開庁時間外及び土日祝日においても、児童相談所と協議の上、適宜対応すること。

- a 里親担当児童福祉司に対し、一時保護委託先候補の情報提供
 - b 一時保護委託先の里親に対し、一時保護受託中の医療機関受診等費用や一時保護委託から解除までの一般的な流れの説明を行う
 - c 一時保護受託の際に児童を受け入れるために必要最低限の物品を受託者の負担で用意し、必要に応じて一時保護委託時に受け入れ家庭へ提供する
 - d 里親担当児童福祉司及び子ども担当児童福祉司が行う一時保護委託先里親に対しての児童移送の同行
 - e 一時保護委託中の里親等を適宜訪問し、里親が抱えている不安や困難に対する相談・助言や支援策の提示を、児童相談所と協力して行う
 - f 一時保護委託が解除された里親に対し、ケアが必要な場合のアフターフォロー及び次の委託に向けた助言・支援を行う
- (オ) 里親委託等推進委員会の運営里親委託等推進委員会は、児童相談所の職員、施設の里親支援専門相談員、里親等委託調整員、里親等により構成する。また推進委員会の運営にあたり、会議招集及び運営等に関する事務を行い、必要に応じて会議資料及び報告書を作成し児童相談所に提出する。

(5) 里親訪問等支援事業

ア 目的

里親等からの相談を受け、里親支援を実施することや、里親等に対し、里親等相互の相談援助や生活援助、交流の促進など、児童の養育に関する支援を実施することにより、その負担を軽減し、適切な養育実施の確保を目的とする。

イ 事業内容

(ア) 里親からの相談受付等

里親等からの相談を一義的に受けるための窓口として、相談全体のコンサルテーション・情報集約を行い、里親支援を中心的に担う。また、相談内容に応じて、児童相談所と協議しながら訪問等の対応を行う。

なお、相談受付等対応時間は平日 8 時 30 分～17 時 15 分を基本とし、

土日祝日においても、適宜対応することとし、里親が相談しやすい方法や手段等についても環境を整えること。

(イ) 里親家庭への訪問等

支援交流中及び委託中の里親家庭（一時保護委託含む）並びに未委託家庭に対し、児童相談所と連携の上、里親及び児童、未委託里親にあっては里親の状況把握を行い、児童への関わり方等について、専門的な見地から助言及び訪問支援を行う。なお、対象者の選定については児童相談所と十分協議すること。

a 支援が必要な里親へのカウンセリングの実施

(a) 実施内容

主に委託中の里親の希望に応じて、専門的及び心理的な視点からのアドバイスを短期集中的に行い、里親の負担感の軽減など里親家庭のメンタルヘルスの確保に取り組むこと。

(b) 対象者

希望する委託中の養育里親、専門里親、親族里親及び養子縁組里親
なお、養子縁組成立後等の里親や元里親を含め、委託解除後であっても、児童相談所が支援の必要があると判断する場合には対象とする。

b 未委託里親への定期巡回訪問

(a) 実施内容

未委託里親について、未委託の期間や里親登録の年数に関わらず、1年に1回以上の巡回訪問を実施し、家庭状況及び室内環境の確認把握や、個別の状況に応じた専門的見地からの助言、未委託里親が希望する委託児童の条件や未委託里親の養育力等を勘案して研修等の案内を行うこと。

(b) 対象者

令和9年4月1日時点で未委託の養育里親

ただし、令和9年度途中で委託された養育家庭について、委託時点で定期巡回訪問を実施していない場合は、定期巡回訪問を実施しなくてもよいものとする。

c 里親インターンシップ事業の実施

(a) 実施内容

養育里親登録を希望する者や新規に登録された養育里親等の未委託里親が子どもの養育経験が豊富な里親等の自宅において、実際の委託児

童の養育に接しながらアドバイスを受け、家庭での養育のイメージを獲得し、養育に対する不安の解消を図る。

なお、実施の際には児童相談所と協議の上、児童の養育経験が豊富な里親の選定を行い、未委託の養育里親等に対して利用を促すこと。

(b) 対象者

養育里親登録を希望する市民、未委託の養育里親

(ウ) 里親等の相互交流

里親及び養子縁組成立後の元里親等の相互交流を企画・立案、また、児童相談所の職員と調整の上、以下の実務を行うこと。

- a 相互交流等の実施（年間6回程度）
- b 案内チラシの作成・印刷、市内の登録里親及び関係者への送付
- c サロンの運営、参加希望者の申込受付、連絡調整等

(イ) レスパイト・ケア事業

現に委託児童を養育している里親に対し、一時的な休息のための援助（レスパイト・ケア）事業の周知を行うとともに、以下の実務を行うこと。なお、初回実施の際は里親子との事前打ち合わせに可能な限り立ち会うこと。

- a レスパイト・ケアの利用受付及び児童相談所への報告
- b 子ども担当児童福祉司や利用する里親、受入れ先との連絡調整
- c 児童の受入れに際しての立ち合い、移送
- d 完了報告書の収受及び児童相談所への報告
- e その他事業の実施に必要なこと

(オ) 親子の再統合に向けた面会交流支援

児童のパーマネンシー保障を目指し、家庭復帰を前提とした児童の里親委託を促進するため、里親委託中の児童の実親交流を円滑に実施する体制を整え、受託者との交流支援を行うことが可能と児童相談所が判断したケースについて対応し、以下の実務を行うこと。

- a 交流支援に際して、事前に必要となる関係者同士の顔合わせ、情報共有、交流計画の策定に係る連絡調整
- b 面会交流の日時や場所の連絡調整、場所の確保
- c 面会交流に伴う里親の不安や悩み等に対し、必要な助言や相談等の支援
- d 交流への立合い、里親への交流状況の報告

- e 児童相談所へ交流状況の報告
- (カ) 里親子応援ミーティングの運営
 - 里親子と地域の関係機関がつながり、適切な支援を受けることで、里子が地域の中で健やかに成長していくことを目的に開催する「里親子応援ミーティング」の運営に関する以下の実務を行うこと。
 - a 里親子応援ミーティングの開催に向けた関係機関との各種調整
 - b 会議資料及び報告書の作成
- (キ) 養子縁組成立後の支援
 - 養子縁組が成立した子ども及び養親に対して、定期的な家庭訪問や活用可能な社会資源等を紹介し、支援を行った関係機関（民間あっせん機関を含む）と連携して、実施内容を定期的に児童相談所へ報告する。
- (ク) その他
 - a 市の子育て支援サービスを把握して里親へ案内を行い、必要に応じて利用を促進すること
 - b 児童の委託後、里親支援専門相談員と連携し、必要に応じて健康診断や通院同行、転校などの行政手続等の同行支援を行うこと
 - c 里親登録後や委託措置後に里親委託が不調になった際の里親への心理的ケア、今後の助言を児童相談所と協力して行うこと
 - d 上記の各取組の実施にあたっては、受注者のほか、必要に応じて里親会との調整等を図ること
 - e 柏市以外の児童相談所から委託されている児童については、委託元の児童相談所との調整等について受注者と協議のうえ、実施すること。

(6) 里親等委託児童自立支援事業

ア 目的

養育里親、親族里親及び専門里親を対象として、自立を目指す里親委託児童や委託解除後の児童及び児童を支援する里親に対して、援助体制を整えることで、児童の社会的自立の促進・安定を図ることを目的とする。

イ 事業内容

- (ア) 児童の進学支援・就労支援等に関する里親への情報提供及び相談援助
 - a 進学や就労に際しての奨学金制度や、国や市の事業、その他就業支援事業等について情報収集を行い、里親や委託児童へ提供する
 - b 自立を目指す委託児童や里親宅へ定期的な訪問を通じ、相談援助を行

う

c　自立に関する研修や実習等の支援を企画・実施

- (イ) 高校中退者など個別対応が必要な児童に対する再進学または就労支援
　　編入や転学可能な学校等の情報を収集し、里親や委託児童への情報提供
　　を行うとともに、様々な課題をもつ児童等に対し、就職先や解除後の生活
　　施設等についての相談援助を行う。
- (ウ) 自立により委託解除となった者について、その後の生活・経済状況が不安
　　定になることを防ぐため、委託解除後おおむね10年経過前の児童に対し、
　　児童の状況の追跡・把握に努め、必要に応じて、再就職支援や各社会資源
　　への繋ぎ等を行う。
- (エ) 関係機関との連携
　　市が別に実施する社会的養護自立支援拠点事業を受託した事業者、その
　　他の関係機関の相談員や里親支援専門相談員連携することにより、相談援
　　助の質の向上を図る。
- (オ) その他
- a　(ア)及び(イ)の実施に際しては、必要に応じて里親担当児童福祉司や里
　　親支援専門相談員の家庭訪問に同行する等、円滑な支援のため、関係機
　　関と協力すること
 - b　事業実施後、訪問記録等を作成し、市に提出すること
 - c　柏市以外の児童相談所から委託されている児童については、委託元の
　　児童相談所との調整や支援サービスの利用について受注者と協議のうえ、
　　実施すること。

(7) 夜間・休日の相談支援体制の整備

平日の昼間に相談することが困難な共働きの里親家庭等に対して、適確に
　　相談支援を行うため、夜間・休日の相談支援体制を整備し、市の承認を受ける
　　こと。

(8) 「里親のしおり」原稿の作成・印刷

子どもを受託する上での里親制度の仕組みや手続き等をわかりやすく記載した
　　里親のしおり（原稿案）を児童相談所と協議の上作成し、150部程度印刷する。
　　なお、作成した電子データは市に提供し、著作権は市に帰属するものとする。

1 0 備品・費用負担

- (1) 受託者の執務場所が 4 (1) の場合は、必要な執務スペース、机、椅子、パソコン（市児童相談システムを利用するための端末）、プリンター（市児童相談システムから出力する用途）、固定電話機は市が貸与する。また、柏市児童相談所内の業務にかかる光熱水費は市が負担する。
- (2) (1) の前述以外の経費及び受託者の執務場所が 4 (2) の場合は、当該執務場所における業務に必要な費用はすべて委託料に含むものとし、受託者が負担する。受託職員が 4 (1) に出向き、市職員と協力して業務を行う場合は、(1)の設備及び市児童相談システムを必要に応じて使用できることとし、その業務にあたっての光熱水費は市が負担する。

1 1 単価契約・総価契約の別

総価契約とする。

1 2 検査及び支払方法

- (1) 令和 8 年度は、9 委託業務内容 (1) が完了した時点で履行検査を行い、履行完了検査後、適法な請求書に基づき 30 日以内に委託料を支払う。残りの額については、年度末に履行検査を行い、履行検査完了後、適法な請求書に基づき 30 日以内に委託料を支払う。
- (2) 令和 9 年度からの支払いは四半期毎とし、四半期毎の履行検査完了後、適法な請求書に基づき 30 日以内に委託料を支払う。

1 3 業務計画書及び効果検証、報告書の提出、定例会の開催

(1) 業務計画書及び効果検証

令和 8 年 8 月 31 日（月）までに、9 委託業務内容の詳細を企画・立案し、その実施計画を市へ提出すること。なお、実施計画は本業務委託プロポーザル時の提案内容をもとに、市と協議して策定すること。

また、毎年度末に登録里親数・里親委託数の推移を確認し、委託業務の効果について検証を行うこと。その検証をもとに今後の課題や方針等について、市と協議し、次年度以降の業務計画書に反映すること。

(2) 報告書の提出及び定例会の開催

9 委託業務内容の実施状況について、当月分の月次報告書を、翌月 10 日までに提出するとともに定例会を毎月 1 回行うこと。また、年度の業務報告書を指定

の期日までに市へ提出すること。

1 4 秘密の保持

受託者はこの契約の履行にあたり、知り得た里親や児童等の身上に関する秘密を守らなければならない。また、受託者はこの契約の履行にあたり個人情報を取り扱う場合には、「個人情報の保護に関する法律」等の関係法令、その他本業務委託契約条項当を遵守しなければならない。

1 5 業務の処理

- (1) 受託者は、9委託業務内容の「里親制度等普及啓発・リクルート事業」「里親委託推進等事業」「里親訪問等支援事業」「里親等委託児童自立支援事業」を実施した際に、市児童相談所システム等に、研修記録、里親対応記録、訪問記録等を入力すること。なお、入力方法・内容については市と協議すること。
- (2) 受託者は、各職員の当月の勤務日及び勤務時間（予定）について、市と共有すること。
- (3) 受託者は、市が所有又は管理している情報機器を使用する場合は、委託業務の実施に必要な範囲において使用するものとし、市が定める情報セキュリティに関する諸規定を遵守すること。
- (4) 受託者は、里親リクルーター、里親等委託調整員、里親等相談支援員が行った業務内容について、業務日誌等を作成し、適宜市と共有すること。また、市と業務に必要な打ち合わせを実施した場合には、必要に応じて打ち合わせ記録を作成し、提出すること。
- (5) 受託者は、緊急の場合等に、市と連絡が取れるよう、市に緊急連絡先を提供すること。

1 6 その他

- (1) 本仕様書は、業務遂行にあたっての想定される必要事項を掲載している。そのため、プロポーザルによる受託候補者決定後、その内容に変更又は追加する場合がある。
- (2) 本仕様書に定めのない事項、または疑義が生じた事項については、市と受託者の協議により決定するものとする。